

岩手県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和8年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
上組町ほほえみスキンクリニック	遠野市上組町3番4号	令和7年3月31日
おか乳腺クリニック	北上市さくら通り一丁目5番11号	令和7年9月30日
飯島医院	滝沢市鶉飼狐洞1番地277	”
加藤内科胃腸科医院	胆沢郡金ヶ崎町西根古寺71番地1	令和7年11月10日